

1 指定管理者制度導入の趣旨

これまで、公の施設の管理を自治体が外部に委ねる場合は、相手先が地方自治体の出資法人や公共的団体などに限られていましたが、指定管理者制度の導入（平成15年度9月改正地方自治法施行）により、議会の議決を経て指定された民間事業者を含む幅広い団体（指定管理者）に当該施設の管理を委ねることができるようになりました。

本市は、早くから積極的に行財政改革を推進しており、「民間にできることは民間に委ねる」ことを行財政改革の柱として掲げ、指定管理者制度を民間活用の手法の一つとして明確に位置づけ、指定管理者制度を含め、積極的に民間活力の導入を推進しています。

本市の青少年施設については、「民間事業者等独自のノウハウを最大限に活用することにより、利用者の多様化するニーズに、より効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、利用者サービスの向上を図ること」を目的として、平成17年度からもじ少年自然の家、平成19年度から玄海青年の家、平成24年度からかぐめよし少年自然の家、そして平成28年度からユースステーションに指定管理者制度を導入しています。

令和5年3月31日には、もじ少年自然の家の指定期間が満了することから、次期指定管理者候補の選定にあたり、広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。提案いただいた内容を指定管理者検討会で審査し、議会の承認後に指定管理者に指定します。

当施設の管理運営業務に関心のある方は、当募集要項に記載している条件等を十分ご確認のうえご応募ください。

2 管理運営の基本的な考え方

少年自然の家は、子どもたちが、大自然の中での集団生活・野外活動などの体験を通して、**規律・協同・友愛・奉仕**の尊さを学び、心身ともにたくましい少年を育てることを目的とした施設です。

[設置目的]

- (1) 青少年や指導者のグループで寝食を共にしながら、規律ある生活学習と各種研修活動を行う施設です。
- (2) 野外活動やレクリエーション活動あるいは話し合いやクラフトの学習を行うなかで友情を深め、連帯感や忍耐力を養う施設です。
- (3) 新しい世代を担うにふさわしい健全な青少年の育成を目的とする集団宿泊研修活動のための施設です。

※ 施設の管理・運営については、法令等を遵守し、次に掲げる項目に沿って行ってください。

- ① 少年自然の家の設置目的に基づき、管理運営を行うこと。
- ② 危機管理意識を持って、常に利用者の安全対策に努めること。

- ③ 公平な利用を図ること。
- ④ 効率的な運営を行うこと。
- ⑤ 管理運営費の低減に努めること。
- ⑥ 個人情報の保護を徹底すること。

3 対象施設

施設名称「北九州市立もじ少年自然の家」
(北九州市門司区大字喜多久 784 番地の 1)
詳細については P. 76～78 参照

4 利用時間及び休所日

以下のとおり北九州市立青少年の家管理規則で定めています。入退所時間や休所日についても提案してください。

- (1) 入退所時間 午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 休 所 日 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までとする。

※ ただし、臨時に開館又は休館するなど変更を要する場合は、市との協議により決定します。

5 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日（5 年間）予定
ただし、指定期間の途中で指定管理施設を廃止せざるを得ない場合があることにご留意ください。

6 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の運営に関する業務
 - ア 受入れ事業
 - (ア) ふれあい合宿（中学 1 年生）
 - (イ) 自然教室（小学 5 年生）
 - (ウ) 宿泊学習（特別支援学校）
 - (エ) 子ども会等の青少年団体の実践活動 等
 - イ 主催事業
 - (ア) 親子で参加するプログラム
 - (イ) 自然体験キャンプ
 - (ウ) ボランティア研修 等
 - (エ) 新たな提案事業
 - ウ 共催事業
 - (ア) チャレンジ 100 キロ 等

エ その他

- (ア) プログラムの開発、調査研究
- (イ) 国立、他都市の青少年施設等との情報交換
- (ウ) 受入れ事業の指導助言、学校等との連絡調整、事前協議
- (エ) 主催事業の企画立案、実施
- (オ) 入所者への食事の提供
- (カ) 施設事業に係る広報・PR
- (キ) フィールドの開発・整備
- (ク) 施設ボランティアの育成 等

(2) 施設の管理に関する業務

ア 庶務事務

- (ア) 利用申請の受け付け、許可、調整
- (イ) 使用料の徴収（別途委託）
- (ウ) 収入・支出に関する業務
- (エ) 各種調査、照会、回答、利用統計
- (オ) 文書等の管理、保存及び情報公開に関する業務
- (カ) 備品・消耗品の管理 等

イ 管理業務

- (ア) 清掃業務
- (イ) 冷暖房設備、自家用電気工作物、ボイラー、電気・機械設備等の保守点検管理業務
- (ウ) 警備業務
- (エ) 食事の提供
- (オ) 敷地内の環境整備
- (カ) その他施設補修等の維持管理業務 等

(3) その他の業務

- ア 事業計画書及び収支予算書の作成・提出
- イ 事業報告書（月報）及び収支決算書の作成・提出
- ウ 自己評価の実施
- エ 関係機関との連絡調整
- オ 地域や類似施設との連携に関する業務
- カ 管理・運営業務の報告
- キ 会議の出席
- ク 指定期間終了にあたっての引継事務
- ケ その他日常業務の調整
- コ 利用者の安全管理
- サ 「北九州市地域防災計画」に基づく避難者の受入れ 等

(4) 提案事業

本市が仕様書に掲げた業務の他に、自らが企画する事業等（設置目的内）を提案することができます。

なお、提案事業等が採用された場合は指定管理業務となります。

(5) 自主事業

指定管理者は、もじ少年自然の家の魅力を向上させ、活性化するために、上記「6 指定管理者が行う業務」に掲げた業務および提案事業とは別に、指定管理業務以外（指定管理料以外の財源を活用）として、自らの責任において「自主事業」を行うことができます。指定管理者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ市と協議し許可を得なければなりません。また、自主事業がもじ少年自然の家の利用にふさわしくない場合は許可できません。

事業計画書において提案された自主事業の可否については、市と協定を締結する際に改めて協議するものとします。なお、提案された自主事業が認められない場合に、申請自体を辞退する恐れがあるときは、必ずその旨を事業計画書に明記してください。

自主事業の実施にあたっては、以下の留意事項を踏まえてください。

※ 詳細は、P9【指定管理者が行う事業の分類（種類、経費負担、収入の帰属等）】を参照してください。

【留意事項】

- ① 設置目的とは、施設の設置・運営に必要な事項に関するものであって、施設所管課で判断するもの。
- ② 指定管理者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ市と協議しその承認を得なければならない。
- ③ 市は、施設の設置目的に合致し、かつ管理業務の実施を妨げない範囲であると認められる場合に限り、自主事業の実施を承認する。
- ④ 指定管理者は、自らの責任と費用により、自主事業を実施するものとする。また、自主事業による収入は指定管理者が収受するものとする。ただし、予め市と指定管理者が合意した場合はこの限りではない。
- ⑤ 自主事業の経理は、指定管理者が実施する他の事業と明確に区別し、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備すること。また、市が必要と認めるときは、その報告や実地調査に誠実に応じること。
- ⑥ 自主事業に関する経費に対し、市が支払う施設の管理に要する経費（指定管理料）を充てることはできない。
- ⑦ 自主事業に係わる施設の利用については、行政財産の目的外使用許可や占用許可等を受け、市に対して支払う使用料や占用料が発生する場合がある。

(6) 自動販売機の設置

自主事業として、施設に自動販売機（以下「自販機」という）を設置することができます。施設に自販機を設置する場合は、次の事項を提案書に明記してください。なお、下記の納付金額等は、行政財産に清涼飲料水等自販機

を設置する場合のものです。提案された自販機の種類が清涼飲料水等以外の場合、許可申請や下記以外の使用料等が必要となる場合があります。設置する予定の自販機が清涼飲料水等自販機に該当するか否かは、事前に市に確認してください。

また、指定期間開始後に、選定時に提案したもの以外の自販機を設置する場合は、その必要性を含めて市と協議を行うこととします。

※ 「清涼飲料水等自販機」とは

民間事業者が設置する清涼飲料水、乳酸飲料及び乳飲料の自動販売機（「公募（入札）による清涼飲料水等自動販売機の設置に関する要綱」第2条）をいう。

※ 別紙参照

ア 提案事項

- ・ 設置台数
- ・ 設置場所
- ・ 収支見込（《様式13》収支計画書（自主事業）に明記）
- ・ 市に納付する予定金額（（6）イを参照）（《様式13》収支計画書（自主事業）に明記）

イ 市へ納付する金額

市は、指定管理施設における自販機設置を設置の目的内の事業と位置付けるため、使用料は徴収しませんが、行政財産の一部を活用することには変わりはないため、自販機設置事業者から受け取る貸付料等の利益の一部を市に納付してください。

市に納付する金額は、「公募（入札）による清涼飲料水等自動販売機の設置に関する要綱」に準じ、自販機1台あたり最低貸付料（土地 390 円／月、建物 960 円／月）以上の金額とします。

ウ 指定後の自販機設置事業者の選定方法

自販機の設置が自主事業として認められた場合は、公有財産に設置するという観点から、市の「公募（入札）による清涼飲料水等自動販売機の設置に関する要綱」に準じて自販機の設置を希望する者を募り、そのうち最も高額な貸付料を提示した者を選定する等、競争性を保つ手続きにより設置事業者を選定してください。

なお、上記要綱等のうち、次の応募資格要件は必須としてください。

- ・ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という）第2条第2号に規定する暴力団をいう）、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう）又はこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。
- ・ 公共の安全及び施設を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

エ 自販機設置に係る経費

自販機の設置は自主事業であるため、光熱水費等、自販機の設置及び管理に係る経費については指定管理者の負担とし、指定管理業務及びその他の自主事

業と明確に区分してください。光熱水費についても自販機に子メーターを設置する等により、適切に把握し、指定管理料からは支出しないでください。

(7) 災害時対応

災害、事故発生時における連絡体制の強化、迅速な対応及び事故防止に向けた取組みを平時から積極的に実施してください。もじ少年自然の家は予定避難所に指定されているため、自然災害等の発生により、当所を防災拠点、オープンスペースとして使用する必要が生じたときは、市に全面的に協力してください。

7 業務内容及び履行方法、要求水準

具体的な業務内容及び履行方法については、P. 80～85 のとおりです。

市として指定管理者に求める年間施設利用者数の要求水準は、令和5年度については、（延べ人数）10,000人、令和6年度は（延べ人数）20,000人、令和7年度以降は（延べ人数）42,000人です。

8 リスク（責任）分担について

リスク分担の基本的な考え方は、次のとおりです。なお、詳細は、協定の締結を行う際に定めます。

項目	内容	リスク分担	
		市	指定管理者 (応募団体)
応募	応募に関して必要となる費用		○
議会の議決が得られなかった等、協定が締結できなかった場合	応募に関して負担した費用及び生じた損害		○
	管理運営の準備のために負担した費用及び生じた損害		○
協定は締結できたけれども協定を破棄せざるを得ない場合	応募に関して負担した費用及び生じた損害		○
	管理運営の準備のために負担した費用及び生じた損害		○
債務不履行	市が協定内容を不履行	○	
	指定管理者が業務及び協定内容を不履行		○
運営費の上昇	指定管理者側の要因による運営費用の増大		○
	市側の要因による運営費用の増大	○	
	施設の管理運営に関する法令等の変更による経費の増加	○	
	人件費、物品費等の物価及び金利の変動に伴う経費の増加		○
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
住民対応	指定管理者が適切に管理運営すべき業務に関する苦情等		○
情報の安全管理	指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報漏洩や犯罪発生等		○
要求水準の未達成	協定により定めた管理運営サービスの要求水準不適合に伴う対策経費の増加や指定管理料の減額等		○
需要変動・施設の競合	需要の見込み違い、競合施設による利用者減、収入減		○
施設・設備・物品等の損傷	経年劣化によるもので極めて小規模なもの		○
	経年劣化によるもので上記以外のもの	○	

	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・物品等の損傷		○
	上記以外による施設・設備・物品等の損傷	○	
	第三者の行為から生じた極めて小規模なもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
	相手方は特定できるが相手方に支払い能力がない場合	両者の協議	
資料等の損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じた極めて小規模なもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
	相手方は特定できるが相手方に支払い能力がない場合	両者の協議	
管理運営上の事故等に伴う損害賠償	施設管理上の瑕疵による事故又は指定管理者の責めに帰すべき行為により利用者に損害を与えた場合又は臨時休業に伴う損害		○ (市が求償権を行使)
	騒音、振動、悪臭の発生等施設の管理上において周辺住民等第三者の生活環境を阻害し損害を与えた場合		○ (市が求償権を行使)
	市側の要因により、施設の管理運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費の負担	○	
	上記以外の場合	両者の協議	
事業終了時の費用	指定期間の満了又は期間中途における業務の廃止に伴う撤収費用		○
不可抗力	自然災害（地震、台風など）、暴動等による業務の休止、変更、延期又は臨時休業	両者の協議	

9 保険加入について

指定管理者賠償責任保険（地方自治体と指定管理者を被保険者とするもの）は指定管理者が加入します。その他の保険についても、必要に応じて指定管理者が加入してください。

※全国市有物件災害共済会建物総合損害共済保険は市が加入しています。

10 電力会社との契約について

本市は、ごみ発電を中心とした市内の再生可能エネルギー発電所の電力を利用し、令和7年度までに本市の全公共施設（約2,000施設）の再エネ100%電力化の方針を打ち出しました。

については、市の方針に基づき、以下のいずれか又は組み合わせによる環境価値を有する電気を供給する会社と契約を行ってください。

- ① 市内の非FIT電気（バイオマス発電または、ごみ焼却熱発電）とその量に応じた非化石証書等※
- ② 市内のFIT電気とその量に応じた非化石証書等※

※ 非化石証書等は以下に示すものとする。

- ・非化石証書（再エネ指定）
- ・グリーン電力証書
- ・J-クレジット（再エネ指定）

11 経費に関する事項

指定管理者は、市が支払う施設運営に要する経費（以下、「指定管理料」という。）をもって施設を運営します。

（1）指定管理料について

- ① 指定管理料の上限額は79,598千円／年〔指定管理期間中の年平均額〕とします。

※ 上限額は、毎年度の人件費や物価の上昇を見込んで設定しています。

- ② 指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、指定管理者から応募時に提案された金額をもとに、年度協定を締結する中で市と指定管理者の協議によって決定します。

（2）指定管理者の経費として想定されるもの

- ① 事業費（提案事業含む）
- ② 人件費
- ③ 施設の管理運営費
- ④ 業務委託費
- ⑤ 施設の維持補修費
- ⑥ その他管理運営に関する経費等

（3）食事の提供について

食事の提供は、原則として施設にある食堂設備を活用して行ってください。また、利用者から市が定める食事代を徴収し、食事の提供に係る経費は、この食事代のみを充て実施してください。

なお、食堂事業者などに再委託する場合、光熱水費は市の定めた算出方法により算出した金額を徴収し、施設の光熱水費の支払いに充ててください。

※ 実績報告書及び収支決算書は、別会計のため指定管理業務とは別に作成し報告していただきます。

（4）指定管理料の支払い

支払い方法は、分割によるものとし、その時期や分割方法は協議の上、協定で定めます。

（5）管理口座

指定管理業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理するため、必要な帳簿を作成し、団体自体の口座とは別に指定管理業務に係る専用の口座を開設し管理し

てください。

<指定管理者が行う事業の分類（種類、経費負担、収入の帰属等）>

事業の種類		事業の種類	経費の負担方法	収入の種類	収入の帰属	施設の利用権限
設置目的内	ア. 指定管理業務 (協定書記載業務) 【市が仕様書に掲げた業務】	① 施設の維持管理	指定管理料	収入なし	—	代行管理権
		② 施設の運営	指定管理料	使用料	市	
				指定管理料	クリーニング等実費	
		③ 施設の利用促進のための活動 (PR・営業活動)	指定管理料	収入なし	—	
		④ イベント、興行等のソフト事業	指定管理料	収入なし	—	
	指定管理料		使用料	市		
	イ. 指定管理業務 (協定書記載業務) 【提案事業】	⑤ 法上の指定管理業務になり得るもの (協定書記載)	指定管理料	収入なし	—	代行管理権
			指定管理料	収入又は実費	市	
			指定管理料	使用料	市	
	ウ. 非指定管理業務 (協定書記載以外業務) 【自主事業】	⑥ 法上の指定管理業務になり得るもの (協定書記載以外)	自己負担	収入なし	—	施設の使用許可
収入又は実費				指定管理者 (利用者・業者)		
使用料				市		
エ. 非指定管理業務 (協定書記載以外業務) 【自主事業】	⑦ 法上の指定管理業務になり得ないもの (施設の設置目的等との関係が薄いもの)	自己負担	収入なし	—	目的外使用許可	
			収入又は実費	指定管理者 (利用者・業者)		

(6) 使用料等の取り扱い

① 使用料等

「北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（以下、「条例」という。）に定める使用料等を徴収していただきます。使用料等はすべて市に納入します。

② 減免

条例第5条の規定に基づき、使用料の全部又は一部を減免することができます。

(7) 課税体系について

① 消費税

指定管理料の全額が消費税の課税対象となります。

② 印紙税（印紙税が必要な場合）

指定管理者が本市に交付する協定書には収入印紙の貼付が必要となります。詳細は、個別に所管の税務署にお尋ねください。

③ 事業所税

利用料金制を適用している公の施設の事業については、指定管理者（管理受託者）に事業所税（資産割・従業者割）が課税される場合があります。

本市の場合、事業所税の資産割については、市内の全事業所の合計床面積が800㎡を超えると申告義務が生じ、1,000㎡を超えると課税対象となります。また、従業者割については、市内の全事業所の従業者数が80人を超えると申告義務が生じ、100人を超えると課税対象となります。

しかし、本市においては、利用料金制の適用のある公の施設について、資産割及び従業者割りの全部を申告に基づき減免しています（北九州市市税条例施行規則10条1項14号）。詳しくは担当課（財政局課税課）にお尋ねください。

④ 宿泊税

宿泊施設において宿泊料金と合わせて宿泊税を徴収し北九州市へ申告納入します。宿泊税の課税対象となる宿泊は、宿泊料金を伴うものであるため、減免等により宿泊を伴う使用料を支払わない場合は宿泊税の課税対象となりません。使用料・クリーニング代等の実費とは異なり、青少年課が発行する納付書での納付はできません。

（8）指定管理料の精算

指定管理業務を市が示した基準どおりに実施する中で、管理運営経費の増加、削減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還を求めません。また、指定管理料による補填は行いません。

ただし、利用者等に応じて変動する光熱水費などの実費負担、催物などの実施回数が協定回数を下回った場合、協定時に見込まれていない特段の事情の変更が生じた場合など、当初の協定金額どおり支払うことが合理的でない場合については、精算による返還を求めます。

※当施設は利用料金制は導入しません。

※施設使用料等を徴収し（別途委託）、全額市に納入していただきます。

12 募集に関する事項

（1）募集及び選定のスケジュール

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ① 募集要項の配布 | 令和4年8月8日（月）～8月19日（金） |
| ② 質問の受付（第1回） | 令和4年8月8日（月）～8月19日（金） |
| ③ 募集説明会の開催・現地視察 | 令和4年8月22日（月） |
| ④ 質問の受付（第2回） | 令和4年8月22日（月）～9月9日（金） |
| ⑤ 申請書及び事業計画書の受付 | 令和4年8月22日（月）～9月9日（金） |
| ⑥ 審査 | |
| ○書面審査 | 令和4年9月下旬 |
| ○ヒアリング | 令和4年10月上旬 |
| ○検討会 | 令和4年10月中旬 |

- | | |
|--------------|-----------|
| ⑦ 指定管理者候補の決定 | 令和4年10月下旬 |
| ⑧ 審査結果の通知 | 令和4年11月 |
| ⑨ 仮協定の締結 | 令和4年11月 |
| ⑩ 指定管理者の指定 | 令和4年12月議会 |
| ⑪ 協定の締結 | 令和5年3月 |

(2) 募集及び選定手続

① 募集要項の配布

募集要項を次のとおり配布します（土・日曜日及び祝日は除く）。

○配布期間：令和4年8月8日（月）～8月19日（金）

○配布場所：北九州市庁舎11階（北九州市小倉北区内1番1号）
子ども家庭局青少年課

○配布時間：8時30分～17時（正午から午後1時を除く）

② 質問の受付《第1回》

募集要項等に関する質問を次のとおり受け付けます。

○受付期間：令和4年8月8日（月）～8月19日（金）17時まで

○受付方法：所定の質問書《様式1》に記入の上、問い合わせ先までE-mail
又はFAXで提出してください。

電話、訪問、郵送による質問は受け付けません。

○回答方法：原則として募集説明会時に回答します。

③ 募集説明会の開催

募集要領等に関する説明会を次のとおり開催します。

令和4年8月22日（月）募集説明会開催までに募集説明会参加申込書兼連絡先届出書《様式2》に記入の上、問い合わせ先までE-mail 又はFAX、持参のうえ提出してください。（※8月22日（月）当日に申し込みを行う場合は、8時30分～説明会開催までにもじ少年自然の家に上記届出書を提出してください。）

○開催日時：令和4年8月22日（月）13時30分から

○開催場所：北九州市立もじ少年自然の家
（北九州市門司区大字喜多久784番地の1）

○参加人数：各団体2名以内とします。

※希望者には、説明会終了後に現地視察を行います。

（15時から実施予定。）

※募集要項等事前に配布しました資料は当日再配布しませんので、ご持参ください。

※以後、指定管理者の募集に関し市から連絡する場合は、《様式2》に記載されている連絡先にE-mailで通知します。

④ 質問の受付《第2回》

○受付期間：令和4年8月22日（月）～9月6日（水）17時まで

○受付方法：所定の質問書《様式1》に記入の上、問い合わせ先までE-mail
又はFAXで提出してください。

○回答方法：随時、《様式2》に記載されている連絡先に E-mail で回答します。

なお、応募団体からの質問・回答については、公平性の観点から全ての応募団体に対して内容をお知らせします。

⑤ 応募申請書の受付

応募申請書を次のとおり受け付けします（土・日曜日及び祝日は除く）。

○受付期間：令和4年8月22日（月）～9月9日（金）

○受付時間：8時30分～17時（正午から午後1時を除く）

○提出場所：北九州市庁舎11階（北九州市小倉北区内1番1号）

子ども家庭局青少年課

○提出方法：必ず提出場所に持参してください。

⑥ 書面審査の実施

応募団体により提出された提案書を審査します。

⑦ ヒアリング審査の実施

応募団体へのヒアリング等を実施し、書類審査と併せた結果により、指定管理者候補選定を行います。

⑧ 指定管理者候補の決定

市は、指定管理者検討会の検討結果を参考に、指定管理者候補を決定します。

⑨ 審査結果の通知

審査結果については、応募団体（共同企業体については代表団体）へ郵送にて通知します。

⑩ 仮協定の締結

市は指定管理者候補と事前準備等についての協議を行い、協議成立後、仮協定を締結します。

⑪ 指定管理者の指定

市は、北九州市議会（令和4年12月議会予定）の議決後、指定管理者候補を指定管理者として指定します。

⑫ 基本協定の締結

議会の議決を受けて、市は指定管理者と基本協定を締結します。なお指定期間中は会計年度ごとに、別途年度協定を締結します。

13 応募に関する事項

（1）応募要件

① 法人、その他の団体であること。（個人による応募は不可）

② 本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。

③ 募集説明会に参加していること（共同企業体で応募する際は、代表団体が募集説明会に参加していること）

※複数の団体により構成するグループによる応募について

グループでの応募も可能です。その場合は、応募時に共同企業体を結成し、

代表団体を定めていただき、上記の要件を、その代表団体に求めます。

なお、共同事業体の代表団体は、構成員中最も業務履行能力の大きい者とし、出資比率は構成員中最大でなければならないこととします。

- ④ 共同事業体を構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするように努め、最低1団体は地元団体とすること。

(2) 提出書類 正本各1部 副本各10部

応募に際し、以下の書類を提出してください。

なお、提出書類の規格は指定された様式や既存のパンフレット等を除き、A4判縦（片面印刷）、綴しろ余白20mm程度を確保するよう統一して作成してください。

① 申請書

ア. 指定管理者応募申請書《様式3-1》

イ. 委任状《様式3-2》※準市内団体として応募する時のみ

なお、共同企業体で応募する場合は、次の書類も提出してください。

ウ. 指定管理者資格確認申込書《様式4》

エ. 「もじ少年自然の家の指定管理者募集」に係る共同企業体協定書《様式5》

オ. 委任状《様式6》

② 団体に関する書類

ア. 団体の事業概要書《様式7》

イ. 団体の代表及び役員名簿《様式8》

ウ. 団体の定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類

エ. 法人にあっては登記簿謄本

その他団体にあっては、法人の登記簿謄本の記載事項を明らかにする資料

オ. 申請書を提出する日の属する事業年度の予算書及び事業計画書

カ. 過去2年分の納税証明書（法人税、市税、消費税及び地方消費税）

（なお、法人・団体の設立が令和4年度の場合は、提出不要です。）

■市税について

北九州市内に本社、支社、営業所等の事業所がある場合は、本市で発行される「市税に滞納がないことの証明」を提出してください。なお、市外に本社がある場合は、本社所在地の市区町村等で発行される納税証明書を提出してください。

※ 北九州市税を納付して間もない（約2週間）場合は、納付の確認ができないことがあるので、最新の市税の領収証書、振替記入済の通帳又は振替済通知書等を持参してください。

■法人税、消費税、地方消費税について

納税地を所管する税務署において発行される「納税証明書（その1）」を提出してください。

キ. 直近2年間の決算書（貸借対照表及び損益計算書等）及び事業報告書（なお、法人・団体の設立が令和4年度の場合は、提出不要です。）

- ク. 類似施設の運営実績を記載した書類（様式任意）
- ケ. 法人市民税確定申告書（第二十号様式）又は市町村民税の均等割申告書（第二十号の三様式）の写し（提案書提出日直近の決算期で、本市の受付印があるもの） ※準市内団体として応募する場合のみ

③ 事業計画書に関する書類

- ア. 提案概要《様式9》
- イ. 提案書表紙（事業計画書）《様式10》
- ウ. 提案書（事業計画書）《様式11》
- エ. 収支計画書（指定管理業務）《様式12》
- オ. 収支計画書（自主事業）《様式13》
- カ. 人員配置計画表 《様式14》
詳細については、別紙「応募書類様式集」を参照ください。
- キ. 提案書入力済のCD-R（W） 1枚

(3) 提出方法

- ア. 「指定管理者応募申請書」を表紙とし、提出書類を1冊にまとめ、正本1部 副本10部提出してください。
- イ. 正本には、登記簿謄本の原本を添付してください。

(4) 提案書（事業計画書）《様式11》の作成方法

- ア. 少年自然の家の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
管理運営の基本的な考え方に沿った運営上の総合的な方針などについて示してください。
 - ・少年自然の家を管理する上での理念、基本方針について
 - ・少年自然の家の管理運営を希望する理由と目的
- イ. 安定的な人的基盤や財政基盤
5年間にわたる管理運営を行っていく上での人的基盤や財政基盤について示してください。
 - ・管理運営を行なっていくための人的基盤、財政基盤について
- ウ. 実績や経験など
青少年育成活動等に携わっていく上での考え方を示してください。
 - ・青少年育成活動等に関する活動実績、経験について
 - ・もし少年自然の家の管理運営に関する専門的知識や資格などについて
 - ・共同企業体により管理運営を行なう場合の役割・責任分担等について
- エ. もし少年自然の家の設置目的の達成に向けた取り組み
事業を行なう上での基本的な考え方を示してください。
また、主催事業（独自事業）については、仕様書等を参考にもじ少年自然の家に沿った事業を2件提案してください。
 - ・もし少年自然の家の管理運営方針について（事業計画）
 - ・受入れ事業の実施方針
 - ・主催事業の実施方針

- ・利用促進についての考え方及び方策
- ・もじ少年自然の家の設置目的に応じた広報活動に関する効果的な取り組み
- ・数値目標（延利用者数、主催事業数、主催事業参加者数 等）

オ. 利用者の満足向上

利用者が満足を得る上での基本的な考え方を示してください。

- ・利用者の満足が得られるための取り組み
- ・利用者の意見を把握し、それらを反映するための仕組み
- ・利用者からの苦情に対する対策について
- ・利用者への情報提供を図るための取り組み
- ・サービスの維持・向上についての考え方及び方策
- ・数値目標（利用者アンケート満足度 等）

カ. 指定管理料

指定管理業務に係る費用についての考え方及び事業実施に係る費用について具体的に示してください。（5ヵ年）

（P. 88～89 を参考に提案してください。）

- ・指定管理業務に係る費用についての考え方
- ・指定管理業務の運営経費見積り等について

キ. 収支計画の妥当性及び実現可能性

経費の削減に対する具体的な考え方を示してください。

- ・施設の管理運営にかかる収支計画の内容及び積算根拠
- ・指定管理業務の適切な再委託について

ク. 管理運営体制など

施設の管理に対する具体的な考え方を示してください。

- ・施設の管理責任者、管理体制について
- ・施設の管理運営にあたる人員の配置について
- ・職員の採用計画について
- ・職員の資質・能力向上を図る取り組みについて
- ・他の施設や地域との連携についての考え方

ケ. 平等利用、安全対策、危機管理体制など

利用者の平等・公平利用についての考え方や、利用者の安全対策について示してください。

また、「北九州市地域防災計画」に基づき、予定避難所に指定されていますので、それを考慮して具体的に示してください。

- ・施設の利用者の個人情報保護するための対策について
- ・利用者の平等・公平利用についての考え方
- ・日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などについて
- ・防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などについて

(5) 応募に係る費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募する法人・団体の負担とします。

(6) 留意事項

- ① 応募者は、申請書の提出をもって、本要項の記載事項を承諾したものとみなします。
- ② 受付期限を過ぎた場合、提出された書類の内容変更及び書類の追加はできません。（軽微な修正を除く）
- ③ 提出された書類は理由の如何に係わらず、すべて返却いたしません。
- ④ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ⑤ 応募一団体（グループ）につき、提案は一案とします。複数の提案はできません。
- ⑥ 単独で応募した団体が別の共同企業体の構成団体となること、また、1つの団体が複数の共同企業体において同時に構成団体となることはできません。
- ⑦ 団体の提出する書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。ただし、提案内容の公表その他本市が必要と認める場合には、本市は、提出された書類の全部又は一部を無償で使用します。また、提出された書類は、北九州市情報公開条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き公開します。
- ⑧ 指定管理者検討会における採点結果、会議録等指定管理者の指定に関する情報は、選定された団体、選定されなかった団体を問わず、公表します。
- ⑨ 応募書類提出後に辞退する場合は、書面（様式任意）にて提出してください。

14 審査及び選定に関する事項

(1) 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討します。市は、指定管理者検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定します。

(2) 応募者の失格

応募団体が以下のいずれかに該当した場合は、失格とします。

- ア. 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者資格）の規定に該当する場合。
- イ. 法人税、消費税、地方消費税及び市税を滞納している場合。
- ウ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団または暴力団員、および暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係にあるもの（従業員を含む）。
- エ. 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っている場合。
- オ. 本市から指名停止措置を受けている場合。
- カ. 本市と現在係争中の場合。
- キ. 本市及びその他の地方公共団体から指定取消処分を受けた法人・団体で、処分から2年を経過していない場合。
- ク. 指定管理者候補の選定に関して、自己の有利になる目的のため、指定管理者検討会の構成員及び所管局への接触等の働きかけを行った場合。

ケ. 他の団体の応募を妨害した場合。

コ. 応募に関して、応募者の不正な行為が明らかになった場合。

※上記失格事由への該当の有無について、関係する官公署に照会を行うことがあります。

※ 審査の結果、管理運営能力が明らかに欠けていると判断される場合や、提案額が指定管理料の上限額を上回っている場合は、他の項目の評価を待たずに失格となります。

(3) 書類審査

ア. 実施方法

応募団体により提出された提案書を検討会の意見を参考に審査します。

イ. 審査内容

選定基準に基づき、事業計画書をもとに検討会の意見を参考に審査します。

(4) ヒアリング審査

提案書の内容や団体の経営状況などについてのヒアリングを実施します。

※日時、場所、内容などについては、E-mail でご連絡します。

(5) 指定管理者候補の選定

市は、検討会の検討結果を参考に、指定管理者候補を決定します。

(6) 地元団体の優遇措置

本市では、地域経済活性化を目的として、地元団体に対し、本選考時の総合得点に下記優遇措置を設けています。

なお、共同事業体等、グループでの応募の場合、代表団体の本社及び支店等の状況から判断いたします。

区 分	基 準	最終審査時における優遇措置の内容
市内団体	本社又は本店が市内にある団体	総合得点に5点加算する。
準市内団体	市内にある支店、営業所等の長等に基本協定締結等に関する権限を委任しており、法人市民税の均等割の課税対象*となっている団体	総合得点に3点加算する。

※ 法人市民税確定申告書（第二十号様式）又は市町村民税の均等割申告書（第二十号の三様式）の写し（提案書提出日直近の決算期で、本市の受付印があるもの）によって確認ができることが加点の要件となります。

(7) 優秀事業者の優遇措置

本市では、指定管理者の応募意欲あるいはやる気を高めるための優秀指定管理者に対する優遇措置を設けています。

令和4年度に実施した指定管理者評価（次回選定に向けての多段階評価）において、ランクが「A」の優秀事業者に対して、本選考時に下記優遇措置を行います。

なお、優遇措置は、その事業者（指定管理者）が優秀な評価を受けた施設に関する選考に限り適用されます。

評価結果		最終審査時における優遇措置の内容
「A」評価	合計得点が90点以上	総合得点に5点加算する。
	合計得点が80点以上 90点未満	総合得点に3点加算する。

(8) 選定結果の公表

選定結果については、議会に提供するとともに市のホームページ上において公表します。公表内容は、原則として、応募団体数及び団体名（及び共同事業者の場合は、各構成団体名）、選定方法、検討会構成員、選定基準及び配点、審査結果（各応募団体の得点）、評価、団体の提案概要、会議録等です。

15 選定基準

選定に当たっては、下記の選定基準に基づき、審査を行います。なお、審査にあたっては、「管理運営事業計画の適確性」の提案を特に重視します。

また選定基準のうち、「1(1)施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針」や「1(2)安定的な人的基盤や財政基盤」、「2(4)収支計画の妥当性及び実現可能性」や「2(6)平等利用、安全対策、危機管理体制など」は、最低限満たしておくべき条件であり、この項目が一定のレベルに達していないと市が判断する場合などは、落選となる場合があります。

選定基準	選定のポイント	配点
1 指定管理者としての適性		15
(1) もじ少年自然の家の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	○市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。	5
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	○長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていただくための人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。	5
(3) 実績や経験など	○同様、類似の業務の実績を有しており、成果をあげているか。 ○施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。 ○複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。	5

2 管理運営計画の適確性		85
【有効性】		40
(1) もじ少年自然の家の設置目的の達成に向けた取組み	<p>○施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。</p> <p>○受入れ事業に取り組み姿勢や考え方、提案が適切であるか。</p> <p>○主催事業に取り組み姿勢や考え方、提案が適切であるか。</p> <p>○市の青少年教育行政の方針や施設の持つ特性を十分理解し、民間の利点を生かした提案であるか。</p> <p>○新たなプログラム開発のための研究や情報収集などの方策が十分考えられているか。</p> <p>○施設の利用者の増加のための実施可能な提案があるか。</p> <p>○施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。</p>	30
(2) 利用者の満足度	<p>○利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。</p> <p>○利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。</p> <p>○利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。</p> <p>○利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。</p> <p>○サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。</p>	10
【効率性】		25
(3) 指定管理料	○指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。	20
(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性	<p>○収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。</p> <p>○経費の配分は適切であるか。</p> <p>○積算根拠は明確であるか。</p> <p>○再委託が適切な水準で行われているか。</p>	5
【適正性】		20
(5) 管理運営体制など	<p>○施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。</p> <p>○施設の管理運営（指定管理業務）にあたっての人員配置、ローテーション、バックアップ体制の考え方が適切であるか。</p> <p>○施設を運営するための知識や経験を有する職員の具体的な採用計画があり、又は確保の見込みがあるか。</p> <p>○職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。</p> <p>○他の青少年施設や学校及び地域との連携について十分考えられているか。</p>	10
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	<p>○施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。</p> <p>○利用者が平等・公平に利用できるよう配慮されているか。</p> <p>○日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。</p> <p>○防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。</p>	10

16 協定に関する事項

(1) 基本的な考え方

市は、検討会の検討結果を参考に決定した指定管理者候補との協議成立後に必要に応じて仮協定を締結します。その後、市議会の議決を経て、指定管理者候補を指定管理者として指定するとともに、指定期間中の包括的な事項を定める基本協定を締結します。また、各年度の実施事項を定める年度協定を別途締結します。

(2) 主な基本協定内容（予定）

- ① 指定期間に関する事項
- ② 利用の許可等に関する事項
- ③ 業務の範囲や実施条件に関する事項
- ④ 施設使用料及び減免の取扱いに関する事項
- ⑤ 市が支払う経費に関する事項
- ⑥ 施設内の物品の帰属及び管理に関する事項
- ⑦ モニタリング及び事業報告に関する事項
- ⑧ 指定期間終了後の引継ぎに関する事項
- ⑨ 指定の取消し及び管理運営業務の停止に関する事項
- ⑩ 個人情報の保護に関する事項
- ⑪ リスク分担に関する事項
- ⑫ ネーミングライツに関する事項
- ⑬ その他市長が必要と認める事項

(3) 協定の締結に際し必要な事項

協定の締結に際し、必要な事項については、市と指定管理者が協議の上、定めることとします。また、協定書に定めのない事項、または協定書の内容に疑義が生じた場合は、市と指定管理者との間で協議します。

(4) 協定が締結できないときの措置

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

なお、管理運営の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき
- ② 財務状況の悪化などにより、管理業務の履行が確実にないと認められるとき
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められるとき

17 業務を実施するにあたっての留意事項

(1) 法令等の遵守

もじ少年自然の家の管理運営にあたっては、次に掲げる法令等を遵守し適正な管理に努めてください。

- ① 地方自治法
- ② 労働基準法、労働安全衛生法等の労働関係法令
- ③ 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例、北九州市立青少年の家管理規則
- ④ 施設維持、設備保守点検に関する法規
- ⑤ その他関連法規

なお、法令順守について確認するため、市は適宜モニタリングを実施します。モニタリングの際には専門家が同行し、内容について点検することがあります。

(2) 個人情報の取扱いについて

北九州市では、個人情報の保護を図るため、北九州市個人情報保護条例を定め、個人の権利利益を保護し、市政の適正かつ公正な運営を図っています。指定管理者においても、本条例の趣旨を理解し、個人情報の適正な管理を行ってください。

(3) 業務の再委託

指定管理者は、事業に係る業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、企画立案、事業運営等、指定管理業務の基幹的業務以外の、清掃や警備、設備の保守点検など維持管理業務及びその他の事業の一部について、あらかじめ市が認めた場合はこの限りではありません。

なお、地域経済活性化の観点から、業務を再委託する場合は地元企業に優先的に発注してください。ただし、

- ・地元企業に履行可能な業者がない
- ・地元企業に限定することで、履行可能な業者が限られ競争性がない

等の一定の理由がある場合は、地元企業優先発注の例外とし、市外企業に発注することを認めます。

(4) 目標設定について

要求水準等を参考の上、提案書様式11において、数値目標を掲げてください。なお、この目標値は評価の際に必ず達成度合いを確認するとともに、達成した場合、達成しなかった場合、いずれにおいても原因・要因分析を行います。ただし、数値目標を単に達成すれば高い評価を得られるというのではなく、目標の内容や目標のレベル等を勘案の上、評価することとなります。

(5) 指定管理者の経営状況について

指定管理者の経営状況を把握するため、決算終了後、決算書等（貸借対照表及び損益計算書等）団体の経営状況を確認できる書類を提出してください。

(6) 指定管理業務に係る予算と実績の比較検証について

指定管理料の水準等を把握するため、応募時に提出した収支計画書を基に、毎年度終了後、指定管理業務に係る予算と実績を比較検証し、その増減理由については、事業報告書の料金収入の実績及び管理経費等の収支状況（収支決算書）等に明記してください。

18 事業評価

(1) 評価基準

指定管理開始後の事業の評価については、選定当時の選定基準及び事業計画書（公募時に提案された計画書）などをもとに、主に次の観点から評価基準を作成し、評価を行います。

- ① 市民サービスの向上、利用促進等が十分図られたか。
- ② 経費の低減の効果があつたか。
- ③ 施設の効用を最大限発揮し、住民福祉の増進を目的とする公の施設に相応しい管理・運営が行われたか。

(2) 評価方法

主に次の方法により、市が北九州市指定管理者の評価に関する検討会議の意見を参考に、公正かつ適正に評価を行います。

- ① 施設を利用する市民等の評価
- ② 指定管理者からの事業報告書（毎年度終了後1ヶ月以内（4月末）までに提出）
- ③ 市が実施する施設の維持管理及び経理事務処理に関するモニタリングの結果

(3) 評価結果の公表

上記の評価基準及び評価方法に基づき、年度ごとに評価を行います。評価結果については、毎年度終了後の8月末までに、市のホームページ上において公表します。公表する内容は、施設名称、指定管理者名、評価基準、評価結果の4つです。

(4) 改善勧告

事業の評価に基づき、業務の改善が必要な場合は、北九州市においても調査を行い、協議の上、指定管理者に対して、改善勧告を行います。

また勧告によっても改善がみられない場合は、指定期間中であってもその指定を停止し、又は取り消すことがあります。

19 その他

(1) 業務の継続が困難になった場合の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合、又はその恐れが生じた場合は、速やかに市に報告しなければなりません。その場合の措置については、次のとおりです。

① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難になった場合、市は指定の取消をすることができるものとします。その場合、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

② 当事者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力その他、市及び指定管理者いずれの責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合、業務継続の可否について両方で協議を行うものとします。協議の結果、業務の継続が困難と判断した場合、市はその指定を取り消すことができるものとします。

(2) 事務・業務の引継ぎについて

指定管理者候補とは、仮協定締結以降、令和5年4月の業務開始に向けて、随時、協議や事務引継ぎを行っていきます。なお、その経費については指定管理者の負担とします。

なお、指定期間の終了もしくは指定の取消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、円滑かつ支障なく指定管理業務を遂行できるように引継ぎを行うものとします。

(3) 指定管理者候補を指定管理者として指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合の措置

議決を得るまでの間、指定管理者候補の辞退や、指定管理者候補を指定管理者として指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたなど、議会の議決（判断）によらない事由により、指定管理者候補が不在となる場合には、候補とならなかったものから候補を繰り上げ、指定管理者候補となる場合があります。

(4) 指定の議決が得られなかった場合等の措置

市議会での議決が得られない場合、又は議決を得るまでの間に、指定管理者候補を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、仮協定を解除し、当該候補を指定管理者に指定しません。

なお、指定管理者候補が応募に関して負担した費用及び管理運営の準備のために負担した費用については、一切補償しません。

(5) 暴力団等の排除措置

選定結果通知後、応募団体（従業員含む）が、暴力団等である又は関わり合いがあると判明した場合、以下の措置をとります。

- ・指定管理者として指定する前（指定管理者候補）…指定管理者の指定は行いません。
- ・指定管理者として指定した後…指定を取り消します

(6) 指定期間終了後について

指定期間終了にともない、次の指定管理者候補を選定する際には公募を行います。

(7) 指定期間中の施設廃止等について

本募集要項では、指定期間を5年と定めていますが、市側のやむを得ない事情により、指定期間の途中に指定管理施設の一部又は全部を廃止せざるを得ない場合があります。その場合の具体的な対応については、基本協定書に基づき、指定管理者と市が協議を行い決定しますが、廃止を要因とする費用については、一切補償しません。

(8) ネーミングライツの導入について

指定管理期間中に、市がネーミングライツを導入する場合があります。その際は、市とサポーターが締結する契約に基づき、愛称を施設の名称として使用するなど、サポーターの権利を確保してください。

また、看板やウェブサイト、チラシ等の媒体についても変更となる場合があります。（ネーミングライツの導入により新たな経費等が発生する場合は、市またはサポートが費用を負担します）。

20 問い合わせ先

〒803-8501

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市子ども家庭局子育て支援部青少年課

電話 093-582-2392 FAX 093-582-0070

担当 高瀬、矢野

E-mail : kod-seishounen@city.kitakyushu.lg.jp

21 参考資料

(1) もじ少年自然の家ホームページ（北九州市）

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ko-katei/11901207.html>

(2) 関係法令等

- ・ 地方自治法（抜粋）
- ・ 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（抜粋）
- ・ 北九州市立青少年の家管理規則・管理要綱
- ・ 北九州市個人情報保護条例（抜粋）
- ・ 公募（入札）による清涼飲料水等自動販売機の設置に関する要領

(3) 施設図面

(4) 業務仕様書

